

営業秘密侵害品に係る関税法改正案等

に関する講演会開催のお知らせ

平成 27 年 7 月に成立した改正不正競争防止法（平成 28 年 1 月 1 日施行）により、営業秘密侵害品の輸出入が新たに規制対象に追加されました。これを踏まえて、平成 27 年 12 月 16 日に出された、関税・外国為替等審議会の答申に、関税法の「輸出入してはならない貨物」への営業秘密侵害品の追加が盛り込まれ、同法の改正法案が、2 月 9 日に国会に提出されたところです。

これらを受けて日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）では、経済産業省経済産業政策局及び財務省関税局から講師をお招きし、営業秘密侵害品に係る輸出入規制等について以下の要領にて講演会を開催する予定にしております。

併せて、毎年 3 月に財務省から発表される「税関における知的財産侵害物品の差止状況」についても詳細な説明を行っていただく予定です。

ご参加を希望される方は、別添の参加申し込み用紙に必要事項を記載の上、FAX 又はメールに添付し CIPIC まで送付してください。

- | | | |
|---------|--|-------------|
| 1. 講演者： | 経済産業省経済産業政策局
諸永裕一 知的財産政策室長 | 14:00～15:00 |
| 議題： | 「不正競争防止法における営業秘密侵害品の輸出入規制等」 | |
| | 休憩 | 15:00～15:10 |
| 2. 講演者： | 財務省関税局
米山徹明 知的財産調査室長 | 15:10～16:30 |
| 議題： | 「知的財産侵害物品の税関による水際取締りの現状と強化策
－平成 27 年の差止実績、営業秘密侵害品の取締り等」 | |

日時：平成 28 年 4 月 4 日（月）14:00～16:30

会場：連合会館

電話 03（3253）1771

（東京都千代田区神田駿河台 3-2-11）203 号室

<http://rengokaikan.jp/access/index.html>

参加費：無料

募集人員及び 100 名

申込締切：先着順で満席になりましたら締切らせて頂きます。

営業秘密侵害物品に係る関税法改正等
に関する講演会申込用紙

項目	記載内容	
法人名		
参加者情報	フリガナ	
	参加者の氏名	
	電話番号	
	E-mail	
	フリガナ	
	参加者の氏名	
	電話番号	
	E-mail	
	フリガナ	
	参加者の氏名	
	電話番号	
	E-mail	

記載された個人情報は CIPIC 講演会のみで使用し、外部に情報を公開することはありません。

お申込・お問い合わせ先

公益財団法人 日本関税協会 知的財産情報センター
 Tel : 03-6826-1660
 Fax : 03-6826-1661
 E-mail : cipic@kanzei.or.jp